

ゴルフ場の開発事業に関する指導要綱（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p>(その他) 第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境県民局長が別に定める。</p>	<p>(その他) 第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、県民生活部長が別に定める。</p>